平成２７年（フ）第６０５号
名古屋市緑区桶狭間切戸1606番地　モツレ・ロクス有松102号
債務者　久田　博司
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪野　公夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６号
愛知県刈谷市小山町２丁目２番地14　ベネ・ドマーニ204号
債務者　榊原　章吾
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　裕文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
さいたま市浦和区岸町４丁目14番12号　メゾン・デザール207号
債務者　長谷川貞夫
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２６号
横浜市都筑区牛久保西１丁目14番28号　グリーンヒル102号
債務者　山崎　　肇
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
愛知県安城市横山町石ナ曽根176番地４　第２東海ビル302
債務者　森　　和彦
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７２９号
神奈川県藤沢市石川2768番地の６
債務者　深澤　　譲
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
静岡市葵区籠上12番20―503号、旧住所静岡市葵区常磐町３丁目５番16―203号
債務者　大石　敏也
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５４７号
福岡市中央区草香江１丁目３番３―104号
債務者　藤丸絵美子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４９号
福岡市博多区銀天町３丁目６番27号
債務者　前原　明美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５１号
福岡市中央区西中洲３番11号
債務者　横山　省三
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５７号
福岡市博多区竹丘町２丁目５番１号
債務者　折出　悦美（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５９号
福岡市城南区堤２丁目３番35―604号
債務者　西　　美雪
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６５号
福岡県春日市宝町３丁目11番地１　第１ハイタウン春日306号
債務者　中山よしえ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６７号
福岡市早良区飯倉４丁目29番８号
債務者　徳永　朋美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７１号
福岡市中央区今川１丁目９番25号
債務者　上大田　貢
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７２号
福岡県筑紫野市大字山家4765番地13
債務者　大坪裕穂子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９１号
福岡県太宰府市国分１丁目13番30―501号
債務者　梅林さやか
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部